

労使関係制度検討委員会ワーキンググループの設置について

平成 21 年 3 月 30 日

国家公務員制度改革推進本部労使関係制度検討委員会座長決定

1 目的

国家公務員制度改革推進本部労使関係制度検討委員会（以下「委員会」という。）における議論を踏まえ、委員会からの具体的な指示に基づき、協約締結権の制度化等に伴う具体的な論点について専門的な見地から検討を行う「労使関係制度検討委員会ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を、委員会に設置する。

なお、WGは、委員会における協約締結権の制度化等に関する議論に資するための検討を行うものであり、特定の意見のとりまとめを行うものではない。

2 構成員

WGは、労使関係制度について専門的な知見を有する学識経験者により構成するものとし、座長及び委員会の了承を得て座長が指名する者により構成する。

3 主査

WGに、その運営を総理するものとして主査を置くものとし、主査は、委員会の座長が指名することとする。

4 開催

（１）WGは、必要に応じ主査が招集する。

（２）会議は、非公開とする。ただし、会議の議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。

5 検討結果

WGは、委員会の指示に基づき、委員会に報告するものとする。